

農業委員会だより

農業委員会からのお知らせ

農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について

岡山市では、「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)に基づき、下記のとおり、次期(令和8年7月任命・委嘱)の農業委員・農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」)の募集を行います。

- 農業委員は応募による候補者の中から市長が議会の同意を得て任命
- 推進委員は応募による候補者の中から農業委員会が担当区域ごとに委嘱
- 農業委員・推進委員は、岡山市の特別職の職員となります。

[任用期間] 農業委員…令和8年7月20日から令和11年7月19日まで(3年間)

農地利用最適化推進委員…委嘱の日(予定日:令和8年7月21日)から

令和11年7月19日まで

[募集人数] (各委員の定数)

○岡山市第一農業委員会(北区及び南区を管轄)
農業委員 17人以内 推進委員 44人

○岡山市第二農業委員会(中区及び東区を管轄)
農業委員 10人以内 推進委員 23人

※推進委員の担当区域、担当地区ごとの配置人数(3ページに記載)

[委員の報酬] 農業委員、推進委員とも、月額33,000円

[応募の方法] 自薦又は推薦(団体推薦又は個人推薦)による応募

[応募書類の配布場所等]

農業委員会事務局、農林水産課、各区役所農林水産振興課及び各支所産業建設課の窓口

※農業委員会ホームページから取得可能(12月上旬頃から公開予定)

(https://www.city.okayama.jp/soshiki/37-0-0-0-0_3.html)

[応募の受付期間] 令和7年12月19日(金)～令和8年1月30日(金)必着

[応募の受付場所・郵送先] 農業委員会事務局

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号(岡山市役所本庁舎7階)

※区役所、支所での受付はできません。

規定の様式に必要書類を添えて、直接持参又は郵送でご提出ください。

窓口での受付時間は、午前8時30分～午後5時

(土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く)

なお、郵送の場合は、令和8年1月30日までの消印を有効とします。

[問い合わせ先] 農業委員会事務局 ☎ 086-803-1564

※応募状況(途中経過、最終結果)は、農業委員会ホームページで公表します。

委員の主な業務、応募資格、提出書類等は、2～3ページをご覧ください。



1～3ページ 農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について

4ページ 農地意向調査について、農地の適切な管理について

5ページ 農地相談会のお知らせ

6～7ページ 農業者年金について

8ページ 新規就農者紹介、全国農業新聞案内、編集後記



農業委員の応募について

1 主な業務

推進委員と連携し、農業委員会に属する事項の決定など合議体としての意思決定を行う。

- (1) 農地の権利移動等、農地法の規定による審議・許可
- (2) 農地等の利用の最適化の推進（遊休農地発生の防止・解消の推進、担い手への農地集積の推進、新規就農の支援をするための活動等）に関する指針の策定・変更
- (3) 農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出 など

2 応募資格

次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが無くなるまでの者

3 選考基準

- (1) 農業に関する識見を有する者であること。
- (2) 農地等の利用の最適化に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であること。
- (3) 認定農業者である個人、認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人が、委員の過半数を占めること。
- (4) 農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない人が含まれること。
- (5) 委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮すること。
- (6) 農業委員の数が、推進委員の担当区域毎に偏りが生じないよう考慮すること。

4 提出書類

- (1) 自薦による応募 「農業委員会の委員応募書」、「同意書」
- (2) 推薦による応募 「農業委員会の委員推薦書」、「同意書」

農業委員と推進委員に同時に応募することができます。

ただし、農業委員と推進委員を兼務することはできません。



農地利用最適化推進委員の応募について

1 主な業務

農業委員と連携し、担当区域の農地利用最適化の推進のため、現場活動を行う

- (1) 農地の権利移動等の申請地の現地確認や推進委員としての意見提出
- (2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや農地所有者等への働きかけ
- (3) 担い手への農地集積を推進するための農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動
- (4) 担い手の新規参入の促進（新規参入の担い手への農地あっせん）
- (5) 農地中間管理機構との連携 など

2 応募資格

次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが無くなるまでの者

3 選考の基準

- (1) 農地等の利用の最適化推進に熱意と識見を有する者であること。
- (2) 担当する区域内において、農地等の利用の最適化推進のための活動ができる者であること。

4 提出書類

- (1) 自薦による応募 「農地利用最適化推進委員応募書」、「同意書」
- (2) 推薦による応募 「農地利用最適化推進委員推薦書」、「同意書」

農業委員と推進委員に同時に応募することができます。

また、複数の区域の推進委員にも応募が可能です。

ただし、農業委員と推進委員を兼務することはできません。

農地利用最適化推進委員の担当区域及び配置人数

○岡山市第一農業委員会

区名	区域名	担当区域	配置人数
北 区	中央	旧岡山市（下記以外の北区）	3
	一 宮	旧一宮町	3
	津 高	旧津高町	3
	高松・吉備	旧高松町、旧吉備町	4
	足 守	旧足守町	4
	御 津	旧御津町	4
	建 部	旧建部町	4
南 区	岡 南	旧岡山市（下記以外の南区）	3
	福 田	旧福田村	2
	妹 尾	旧妹尾町	2
	興 除	旧興除村	3
	藤 田	旧藤田村	4
	灘 崎	旧灘崎町	5

○岡山市第二農業委員会

区名	区域名	担当区域	配置人数
中 区	旭 北	旧岡山市、旧高島村、旧幡多村、旧財田村	2
	旭 南	旧操陽村、旧三蟠村、旧沖田村、旧富山村、旧平井村	3
東 区	西大寺	旧西大寺町ほか（下記以外の東区）	4
	上 南	旧光政村、旧津田村、旧九蟠村、旧金田村	4
	山 南	旧太伯村、旧幸島村、旧豊村、旧朝日村、旧大宮村	5
	上 道	旧上道町	2
	瀬 戸	旧瀬戸町	3

～農業委員会からのお知らせ～

農地の利用意向調査について

農業委員会では、令和7年8～10月の間に農地の利用状況調査（農地パトロール）を行いました。調査の結果、1年以上耕作されていないと判断されたすべての農地（現況が山林又は原野化した農地を除く）について、耕作者の方に対し、「利用意向調査票」を郵送することにより、今後の利用方法について意向をお尋ねします。

「利用意向調査票」が郵送された際は、必要事項を記載の上、農業委員会まで必ずご返送ください。（※）

◇利用意向調査の対象農地と回答期限

①対象農地	②回答期限
調査時点で遊休農地と判定したすべての農地（ただし、現況が山林又は原野化した農地を除く）を対象として、毎年、利用意向調査を実施	利用意向調査実施日から <u>1ヶ月以内</u>

◇農地を耕作することが出来ない場合などは

ご自身やご家族で耕作できない場合は、農業委員会事務局までご相談ください。
(※) 郵送された「利用意向調査票」に必要事項を記載の上、ご返送ください。



農地中間管理機構を通じた農用地利用集積等促進計画（利用権設定）などにより、担い手農家に農地を貸し出し、農地の有効利用が図られるように調整します。ただし、農地の状況（場所・面積・形状・取水・進入路等）によっては、借り手が見つからない場合があります。

農地の適切な管理について

耕作地やその隣接する畦の草刈りなど、農地の管理は、キチンとできていますか？

農地の適切な管理ができず、雑草等で荒廃すると病害虫の発生元となったり、周辺の農業や生活環境に悪影響を及ぼしたりします。

一旦、農地が荒れてしまうと元通りにするには大きな困難が伴います。

農地を所有、または利用されている方は適切な管理をお願いします。



～農業委員会からのお知らせ～

農地相談会を開催します（第一農業委員会）

農地の貸し借り、所有権移転や転用など、農地に関するさまざまなお相談をお受けする「農地相談会」を行います。ご相談は無料で、農業委員・農地利用最適化推進委員が対応いたします。

混雑を避けるため、事前予約の上、お越しください。事前予約がない場合は長時間お待ちいただくことがございます。ご理解、ご協力をお願いします。

●予約電話（農業委員会事務局）：086-803-1562

◇令和7年度農地相談会日程

中・中央地区

地区	開催日	開催時間	開催場所
一宮	令和8年1月16日（金曜日）	10時～12時	JA岡山 一宮支所
中央	令和8年2月5日（木曜日）	10時～12時	JA岡山 今支所

北・吉備地区

地区	開催日	開催時間	開催場所
吉備	令和8年1月20日（火曜日）	10時～12時	JA岡山 吉備支所
高松	令和8年1月22日（木曜日）	10時～12時	JA岡山 高松支所
足守	令和8年1月23日（金曜日）	10時～12時	JA岡山 足守支所

御津・建部地区

地区	開催日	開催時間	開催場所
建部	令和8年2月2日（月曜日）	10時～12時	JA岡山 建部営農センター
御津	令和8年2月6日（金曜日）	10時～12時	御津公民館

南区

地区	開催日	開催時間	開催場所
全域	令和8年2月17日（火曜日）	10時～12時	南区役所 4階大会議室
妹尾	令和8年2月20日（金曜日）	10時～12時	JA岡山 妹尾事業所

多面的機能支払交付金制度のご案内

農業者等の地域住民による水路の泥上げや農道の草刈り等の地域共同活動を支援することにより、農業の多面的機能の増進を図ることを目的とした制度です。令和8年度から制度の活用や説明を希望される地域はご連絡ください。

多面的機能支払交付金の交付単価			(単位：円/10a)
	① 農地維持支払	② 資源向上支払（共同）	① ②に取り組む場合
田	3,000	2,400	5,400
畠	2,000	1,440	3,440

- ①農地維持支払…水路・農道等の草刈り等の基礎的な保全活動等、多面的機能を支える共同活動を支援します。
 ②資源向上支払（共同）…水路・農道等の軽微な補修や外来種の駆除等、地域資源の質的向上を図る共同活動を支援します。

○制度の概要はホームページに掲載しています。

【お問い合わせ先】

岡山市 農林水産課（086-803-1343）、

各区農林水産振興課、各支所産業建設課、土木農林分室





税制

農業者年金の3つの税制優遇

農業者年金は
税の軽減の立役者です！

年金積立
しながら
税軽減



ポイント1

支払った保険料は
**全額社会
保険料控除**
の対象！

ポイント2

運用益は
非課税！

ポイント3

将来年金として
受け取る際も
大きな控除！

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

**年間60日以上
農業に従事**

**国民年金第1号
被保険者**

65歳未満
60歳以上は、国民年金の
任意加入被保険者

詳しくは… 農業者年金

検索

<https://www.nounen.go.jp>


ポイント1

支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象！

支払った保険料は、将来年金として受けられるというメリットだけでなく、支払った家族分の保険料も含めて社会保険料控除の対象となり、大きく税が軽減されます。

農業経営にゆとりが出たときは、保険料の毎月の保険料額を増額したり、翌年1年分をあらかじめ一括して納付する「前納納付」で当年中に納付する保険料額を増やして、税軽減額をアップすることもできます。

■保険料支払いによる税軽減額(所得税・個人住民税・復興特別所得税)の目安

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

ポイント2

運用益は非課税！

制度発足以降22年間の運用利回りは、年率で+3.05%！

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税です。そのため、その分多く年金の原資として積み上がります。

また、事務経費についても国が負担しているため、支払った保険料の全額が運用されます。

■年金資産の運用実績

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
修正総合利回り(%)	-4.65	5.99	3.4	9.8	3.27	-4.73	-9.25	9.14	-0.06	2.36	9.62
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
修正総合利回り(%)	7.75	8.78	-0.69	3.26	4.75	7.71	-2.08	10.82	2.39	-1.08	9.85

平均運用利回り 年率で+3.05%

ポイント3

将来年金として受け取る際も、大きな控除！

受け取る年金は公的年金等控除が適用

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が110万円※までは全額控除されます。

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

死亡一時金もあり安心、しかも死亡一時金も非課税

80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を死亡一時金として要件を満たす遺族が受け取れます。※死亡一時金は非課税、加入期間等により保険料払込額を下回る場合があります。

農業者年金の内容やご相談については、
最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金に
お問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

●専門相談員

●企画調整室

TEL: 03-5919-0371 TEL: 03-5919-0332

農業者年金と国民年金基金(旧みどり年金を含む)及び個人型確定拠出年金(イデコ)とは重複加入できませんのでご注意ください。

2025.5



新規就農者をご紹介します！

東区上道地区で、ぶどう栽培に取り組んでいる徳本啓思さんにお話を伺いました。徳本さんは京都府出身の36歳。就農前は全く農業に関わりがなかったそうですが、自由な働き方を考える中で農業人フェア等に参加し、だんだん本気で農業をやりたいという気持ちが強くなったそうです。

ぶどう栽培を選んだ理由は「房づくりの作業はアート的なイメージがあり、栽培するのが面白そうだと思ったから」。栽培の知識や実技は、県の技術研修や赤磐市のぶどう農家での半年間のアルバイト、丸草出荷組合長の元で実施された1年間の実務研修などで学ばれました。この地域は新規就農者が多いので農業を始めやすく、組合での選果作業の際には農家同士で情報交換を行い、切磋琢磨されています。現在はピオーネを20アール、シャインマスカットを20アール栽培していて、ピオーネを主に出荷されています。苗木から育てているシャインマスカットは、令和9年頃から本格的な収穫が始まる予定です。

ぶどう栽培で特に難しいと感じることは、土壤や肥料のことだそうです。生育ステージや木の状態を見極めながら追肥や灌水のタイミングを考える必要がありますが、ぶどうの生育には天候や気温など様々な要素が関係しているため、何が結果に繋がったのかが目に見えては分かりづらく、試行錯誤を重ねる日々とのこと。「パッと見て綺麗だと思えるような、表面に凹凸がないぶどうを作りたい。品質を安定させ、良いものの割合を高めていきたい。」と抱負を語ってくださいました。

●編集後記

今年も残りわずかとなりました。

異常な猛暑により、作物の収穫時期が前倒しになったり、水不足で発育が悪くなるなど、大きな打撃を受けた年となりました。

今号では、次期農業委員・推進委員の公募に関する情報などをお知らせしています。現在のメンバーによる「農業委員会だより」は、今号が最後となります。

取材へのご協力や情報提供をいただいた皆さまに、心より感謝申し上げます。

次号からは新たな編集委員による発行となりますが、今まで同様、より良い誌面作りにご協力をよろしくお願い致します。

編集委員

大森美也子 板野俊之 秋山幸江 遠藤 茂
田淵信一 水田良和 片岡勝彦 佐藤 操 (順不同)

全国農業新聞

農業新聞を購読しませんか

月4回 金曜日発行

B3版 8~10ページ

購読料

月700円 (送料・税込み)

※購読料は改定になる場合があります。

お申し込みは、農業委員、

農地利用最適化推進委員、

農業委員会事務局 まで